

小田原市脱炭素先行地域向け再エネ電力供給事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小田原市（以下「市」という。）の脱炭素先行地域において、再生可能エネルギーによって発電された電力メニューを供給する小売電気事業者又は取次販売事業者を登録し、再エネ電力の使用拡大を図ることを目的とする。

2 本登録は、小売電気事業者又は取次販売事業者を評価し、その他の小売電気事業者又は取次販売事業者と比して優位であることを保証し、又は推奨するものではない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者をいう。
- (2) 取次販売事業者 小売電気事業者による電力供給の取次ぎをし、自社の名義で需要家に販売する者をいう。
- (3) 対象施設 小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱（令和5年8月7日制定）第2条第3項の脱炭素先行地域内対象施設をいう。
- (4) 再エネ電力 1年間の総電力供給量の100パーセントが太陽光、水力、風力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーによって発電された電力（非化石証書等の活用により創出された実質的に再生可能エネルギー100パーセント由来の電力を含む。）をいう。

(登録要件)

第3条 脱炭素先行地域向け再エネ電力供給事業者の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設に再エネ電力を供給する能力及びメニューを有していること。
- (2) 第9条の取組等を行う能力を有していること。
- (3) 第10条に規定する秘密保持規定を遵守すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (5) 重大な法令違反がないこと。

(登録申請)

第4条 登録を希望する小売電気事業者又は取次販売事業者は、小田原市脱炭素先行地

域向け再エネ電力供給事業者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 登録する再エネ電力メニューの1年間の総電力供給量の100パーセントが再生可能エネルギーであることが分かる書類
 - (2) 小売電気事業者として国から登録を受けたことが分かる書類又は小売電気事業者から取次販売の委託を受けたことが分かる書類
 - (3) 登録する再エネ電力メニュー又は小売電気事業者若しくは取次販売事業者としての電力の販売実績を示す書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （登録可否の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録要件を満たすと認められる場合は、小田原市脱炭素先行地域向け再エネ電力供給事業者として登録するものとする。

2 前項の審査の結果は、小田原市脱炭素先行地域向け再エネ電力供給事業者登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により小売電気事業者又は取次販売事業者に対し通知するものとする。

（登録事業者の登録内容の変更）

第6条 前条の規定により登録された小売電気事業者又は取次販売事業者（以下「登録事業者」という。）は、第4条の規定により申請した登録内容に変更が生じた場合は、小田原市脱炭素先行地域向け再エネ電力供給事業者登録内容変更届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更届が提出された場合にあっては、市ホームページ等で公表している情報を更新しなければならない。

（登録の取消）

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者の申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録事業者が第3条の登録要件を満たさないことが確認されたとき。
- (3) 登録事業者が小売電気事業又は取次販売事業を廃止したことが確認されたとき。
- (4) 登録事業者から登録の辞退について申出があったとき。

(市長の取組)

第8条 市長は、次の取組を行うものとする。

- (1) 登録事業者が供給する再エネ電力メニュー等の情報（供給対象、地域貢献の有無等の情報をいう。以下同じ。）を市ホームページに掲載し、対象施設に対して広く周知する。
- (2) 対象施設に対して、再エネ電力メニューへの切替えを促す。
- (3) 対象施設から登録事業者の再エネ電力メニューへの切替えの見積依頼を受けた場合において、登録事業者に対して見積りを依頼し、登録事業者から提出された見積り及び再エネ電力メニュー等の情報をまとめ、対象施設に周知する。
- (4) 対象施設のうち再エネ電力を使用している事業所又は2030年度までの再エネ電力の使用を宣誓する事業所に対して、おだゼロRE100登録制度の一環として、事業所情報のPR及び市補助制度等での優遇を行う。
- (5) 本市の脱炭素先行地域づくり事業の進捗状況を登録事業者に共有する。

(登録事業者の取組等)

第9条 登録事業者は、対象施設への再エネ電力供給において、供給力の確保及び適正価格による供給に努めるものとする。

2 登録事業者は、市長からの依頼に応じて、次の事項を行わなければならない。

- (1) 自社の再エネ電力を使用している対象施設を報告する。
- (2) 対象施設に再エネ電力を供給する場合の電気料金の見積りを提出する。

(秘密保持)

第10条 市長は、本要綱の目的を達成するため、本登録により知り得た対象施設の情報について、秘密保持が確保された市の業務受託者及びその再受託者並びに登録事業者に共有するものとする。

2 登録事業者は、市長から共有された対象施設の情報について、第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は第9条第2項第2号の規定による見積りの提出以外の目的で使用してはならない。

(免責)

第11条 市長が周知する再エネ電力メニューの契約に関して、当事者間でトラブルが生じた際には、市は一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。